

第百六十二回国参議院環境委員会會議録第十一号

平成十七年四月二十六日(火曜日)

午後一時四分開会

委員の異動

四月二十一日

中川 雅治君

林 久美子君

鰐淵 洋子君

四月二十二日

関谷 勝嗣君

江田 五月君

魚住裕一郎君

補欠選任

関谷 勝嗣君

江田 五月君

魚住裕一郎君

補欠選任

中川 雅治君

林 久美子君

鰐淵 洋子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

郡司 彰君

大野つや子君

真鍋 賢二君

谷 博之君

加藤 修一君

阿部 正俊君

狩野 安君

関口 昌一君

中川 雅治君

矢野 哲朗君

大石 正光君

芝 博一君

島田智哉子君

林 久美子君

福山 哲郎君

鰐淵 洋子君

市田 忠義君

事務局側

常任委員会専門員

渋谷 文隆君

参考人

京都大学環境保全センター教授

酒井 伸一君

ジャーナリスト

高杉 晋吾君

環境NGOアジア環境連帯最高顧問

江口雄次郎君

廃棄物処分場問題全国ネットワーク事務局

大橋 光雄君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡司彰君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、京都大学環境保全センター教授酒井伸一君、ジャーナリスト高杉晋吾君、環境NGOアジア環境連帯最高顧問江口雄次郎君及び廃棄物処分場問題全国ネットワーク事務局局長大橋光雄君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡司彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(郡司彰君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、

参考人から意見を聴取いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。参考人の皆様には忌憚のない御意見を述べいただきまして、本案の審査の参考にさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の会議の進め方でございますが、まず、酒井参考人、高杉参考人、江口参考人、大橋参考人の順で一人十五分程度で御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は、意見、質疑及び答弁ともに着席のままで結構でございます。

それでは、まず酒井参考人から御意見を述べさせていただきます。酒井参考人。

○参考人(酒井伸一君) 京都大学の酒井でございます。本日はこのような場を与えていただき、どうもありがとうございます。

私は、環境工学の立場から物質循環、廃棄物管理を研究している者でございます。

お手元の資料に沿って御説明申し上げたいと思っております。

まず、今日主にお話し申し上げたい論点、六点考えてございます。上の三点が不法投棄に関するポイント、それから下の四、五、六というところがアジア地域での資源循環という、こういう視点での話をさせていただければと思います。

まず、不法投棄の關係でございますが、資料の三枚目に参りまして、環境省の方から毎年御報告されているこの不法投棄の件数及び投棄量の推移というところでございますけれども、平成十四年度に至りましても約三十万トン強、そして一千万

近い不法投棄という、こういう状況というのが続いているわけでございます。そういった意味で、徐々に減ってきたとはいえず、依然として生活環境保全上の支障をもたらす大きな問題であることは言うまでもございません。また、いったん不法投棄が生じますと、元の原状回復まで膨大なコストあるいは社会的な負担が生じることは言うまでもございません。そういった意味で、これまで多くの施策を講じてこられたというふうに理解をしております。

お手元資料五枚目のところでは、最近お作りになられました支障の除去に関する特別措置法の枠組み、これを、ちようだいいたしました参議院の参考資料の方から私どもなりに整理して構造をかいたのが五枚目の絵でございます。

特に、この不法投棄に伴いまして、公共水域あるいは地下水の汚染等の、こういう支障が生じますれば、その周辺の方々の健康に対する懸念等々、これが生まれることから、この支障の除去の特別措置法をお作りになられたものと理解をしております。そういった意味で、この不法投棄問題、いったん生ずればその後速やかに対処をするという枠組みで、これまで取つてこられた対処というものは、これは極めて有効なものであろうというふうに理解をしております。

さらにもう一点、やはり言うまでもなく不法投棄に対しまして重要でありますのは未然防止策というふうに理解をしております。資料の六ページ目のところでは、これまで、この今回の法改正を二〇〇五年改正と呼びますれば、二〇〇三年改正の段階では、廃棄物の疑いがあるものについての報告徴収あるいは立入検査をできるように対処をされたこと、あるいはこの一般廃棄物の不法投棄に關与した場合の罰則も引き上げるといふ手を打たれた、こういった意味で、制度的な取組は多

く取り組まれてきたというふうに理解をしてございます。

それ以外にも、技術的な側面では、最近、GPS、全球測位システムを用いた廃棄物運搬車両の移動監視、あるいはこのGPS搭載型の携帯端末をもった不法投棄現場情報の収集、発信、こういったシステムが実際に開発され、実用化されてきているということは、技術的な側面からこの不法投棄を防止するという意味で未然防止策として有効なものであろうというふうに理解をしてございます。

こういった目で今回の二〇〇五年廃掃法改正のポイントを見させていただきますと、まず、保健所設置市が産業廃棄物関連事務を行う仕組み、これを見直して、政令で指定する市が当該事務を行うということにされたという点につきましては、これは産業廃棄物自体が広域移動をするという特性、こういうことを持っているということを考えますれば、保健所設置市が必ず産業行政事務を実施するという必然性には基本的にはやはり乏しい。個々の事情によって対処するということでは、柔軟性を持たせたという面で評価させていただけるものではないかというふうに見ております。

また、この廃棄物の管理票でございましてけれども、マニフェスト、これの違反行為に關しまして公表・命令措置を導入したという点、さらにマニフェストの保管義務を課したという点、こういう点でマニフェストの進化をこういつて図っておりますという点、こういう点でも高く評価していいんではないかと思っております。将来的にはマニフェストの電子化、これを図ること、これ、実質的にこの普及を促進させていくことということで、いづれ制度化されるということを期待してございます。

それからもう一点、この廃棄物の不法投棄、どうしても社会的に有名な大規模な案件が目が行くことが多々ございますが、地方自治体等の議論をお聞きいたしますと、使用済み自動車の放置ある

いは廃家電製品の不法投棄のような事例、こういったことに結構日々対応に追われているということも耳にいたします。実際に家電の不法投棄台数、家電リサイクル法が施行されましたけれども、その前後で若干増えているようにございまして、十二万台から十七万台というふうに増えているようにございまして。こういった事態に對しましては、やはり地方行政、産業界、市民が協力して対処することが必要であると思っておりますし、またこういったときの情報のやり取りという点でも重要ではないかと思っております。

すなわち、この電子タグを取り付けていくこと、あるいはその製品の製造に使用した実際の素材とか物質の情報、これを登録管理して、それから後々のリサイクルやあるいは廃棄物の処理段階での識別を容易にする仕組み、こういったことも将来的にはやはり重要ではないかと思っております。これは今後、家電製品等の特定有害物質禁止指令、いわゆるRoHS、レストリクティブ・サブスタンス・イン・エレクトロニクス（RoHS）の議論が、対応の議論が始まることと思っておりますが、こういった点はやはりこのリサイクル廃棄物処理等々の関係で重要なポイントになってくるのではないかとこのように理解をしております。

それでは、今日お話を申し上げたい後半の点、アジアの資源循環の点について話を移らせていただきます。

お手元の資料でいきますと九ページ目のところで、日本の物質収支、これは環境白書で毎年御報告されているものの物質のバランスを示しているものでございましてけれども、日本全体で約二十億トン程度の資源を利用し、そして再生利用約二億トン、全体の十分の一利用し、廃棄物が残念ながら今数億トン、五億トン程度発生をしてくているという、こういう構造でございまして。その中で約一億トンが輸出されているわけでございまして。この一億トンというのは、これは主には製品としての輸出ということであるわけですが、これも、そこ

に再生資源としての輸出というものは実際には含まれているわけでございまして。

具体的に、その次のページ見ていただきますと、このアジア地域の物質フローということで、廃プラスチック類、これがアジアを中心にとのようになっているかということを示印で示したものでございまして。もちろん、日本以外にも北アメリカ、あるいはヨーロッパ等からかなりの量の廃プラスチック資源がアジア地域に輸出されているわけでございますが、日本も主には香港を通じて中国の市場にこの廃プラスチックが流れておったわけでございます。その量が特に最近急増してきているわけでございます。その次のページでは、大体二〇〇〇年から以降の鉄スクラップ、銅スクラップ、そして古紙、プラスチックの変化を示してございまして、二〇〇〇年以降急増しているということが見ていただけるかと思っております。

その量でございましてけれども、鉄くずと、それと銅くず、それからアルミくず、それから古紙、廃プラスチック、これを全部合わせますと約八百七十五万トン、それ以外の再生資源、いわゆる中古車等々を含めると約一千万トンを超える量が既に日本からアジア地域に輸出がされているということでございます。一九九三年、約十年前と比較いたしますと、これ、それぞれ約五倍とか十五倍、十倍といったような形で、この量は非常に増加しているというところかと思っております。

こういった状況あるいは背景にかんがみて、今回の廃掃法改正の中で、いわゆるこの廃棄物の無確認輸出、これの防止のための方策が取られたという点、この点は特記すべきことではないかと思っております。これまで通関手続上、無確認輸出、手がなかつたわけでございまして、これに対する未遂罪、予備罪を創設されたということは、既にアジアレベルでリサイクルあるいは資源循環がなされていることということにかんがみまして、やはり適正な輸出管理、あるいは適正な輸入管理に基づいて行われること、これを確保する意図を持ったものとして、いわゆる国外を含めたこ

ういう資源の循環に對しての我が国の姿勢を示していただいたものという、そういう点で極めて重要であらうと思っております。

すなわち、こういうアジア地域での資源循環とこの原則を考えますれば、資源の有効利用を促進すること、これは非常に重要でございまして、それに併せて、この汚染性の制御、いわゆる資源移動に伴ってもたらされる環境汚染、これを防止すること、これを両立しなければならぬという大きな課題を将来抱えるわけでございまして、それに向けた第一歩を今回お示しいただいているのではないかとこのように理解してございまして。

そういった意味で、今後、アジアの資源移動の視点から見た今後のアジア地域全体での資源利用の原則、あるいは環境対策の原則ということになるかと思っておりますが、基本的には、まず各国ごとに廃棄物の発生抑制、あるいは自国内での利用、適正処理、これをまず国ごとにやはり行うということ、これは原則にしなければならぬというふうに理解してございまして。ただ、国をまたいで移動する廃棄物、これが相手国方で有効に利用されるわけであれば、それは国際的に資源保全ということにつながりますので、その資源性というものは大事にしなければならぬ。ただ、その際に、有害性も同時に考慮する必要があるという点にならうかと思っております。

また、相手国方でその再生資源を利用できる、いい資源というのがもちろん利用できるわけですが、けれども、それと同時に、まだ残渣も出てまいるわけでございまして、その残渣が適正処分されるということも、これは、相手方にとつてはこれは非常に大事なことでございまして、こういったいわゆる適正な再生資源利用と、それから残渣の適正処分、これが担保されること、これが国際的な資源循環利用の原則というふうにしていかねばならないというふうに思いますが、これがまた十分には国際的にはルール化されていないということにならうかと思っております。

そういった意味で、今後この地域でのこのスリーR推進ということの重要性、これに向けて協力していく、そういう合意形成をする場も必要というふうな理解をしてございまして、今週開催されますこのスリーRイニシアチブ関係関係合会には私も非常に期待をしているわけでございします。

最後に、そういった面で、私も、この廃棄物管理なりあるいは資源循環というところを研究している立場でございしますが、この研究開発の方向性とそれと研究機関の例ということで少し例を示してございしますが、様々なテーマがございします。計画作成の基盤となるような研究、あるいは政策を推進したくための研究、あるいは試験・規格のための研究、また技術の開発にかかわるような研究、さらにはこういったいろんなシステムを地域として実現するための地域循環のためのシステムの研究、こういったものもいろいろあるかと思ひます。

こういった側面で、個々のテーマに研究者の立場から今後とも積極的に取り組んでいきたいと思っております。そういったところから、またこの問題に貢献することができればというように考えております。この点を申し上げて、私の方から話に代えさせていただきますと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(郡司彰君) ありがとうございます。次に、高杉参考人をお願いいたします。高杉参考人。

○参考人(高杉晋吾君) 初めまして、よろしくお願ひいたします。高杉でございます。

私の見解は、廃棄物処理法の改正に関する見解ということでありましても、基本的に、今、定数的に様々にお述べになられた酒井参考人と、定数的な問題は一致するかというふうな思いいます。しかし、廃棄物処理法に関する基本的な物の考え方については、やや、ややと申しますか、根本的に違うというふうな考えております。

廃棄物処理法の個々の改正点について私は余り

述べようという気持ちがありません。といいますのは、廃棄物処理法には四大特徴があるというふうな考えております。廃棄物処理法というのは企業の環境投資を軽視し、そしてコストダウンを図る競争といえますか、それに対して大変奉仕する形になっておるだろうというふうな思ひわけです。それが第一の特徴です。

それから第二番目に、そういう形の中で排出者責任を免除するということが、これが第二の特徴であらうというふうな思ひます。そして、排出者責任を免除するということだけではなくてその排出者責任を処理業者に転嫁する、委託という名前にしておいて転嫁する。おまえ、金払ったんだから、おまえらの責任だという話ですね、簡単に言ってしまう。そういう形に転嫁するという形が第二の特徴だというふうな思ひます。

それから、そういう形だけで終わるなら話はそれで結構でございますけれども、結局は、不法投棄の原状回復ということを考えてみますと直ちに分かることでありますけれども、その責任はだれに転嫁される、最終的に、国民に転嫁されるわけでありまます。結局、不法投棄されたものは国民の税金によつて処理しないといけないこと、これが第二の特徴でありますね。

それから第三番目に、基本的な一つの大きな問題でありますけれども、大産業圏、大都市圏の廃棄物の過疎地への押し付けという問題がございします。どうしてそうになったのかというところを述べておきますと大変でありますけれども、海の、臨海工業地帯、太平洋ベルト地帯、こういうところに工業がどんどん立地していくということ、それによつて干潟を埋めるとか、そういうことがささんで行われてきた。その結果、海で公害問題が起つたのは一九七〇年代ですね。それで水俣問題、あらゆる問題が起つた。そして、それを今度は大気に出してはならない、水質を汚濁してはならないということ、汚濁してはならない以上は、そこに、工場に廃棄物がたまつてしまふわけでありまますから、それを業者に委託する、そして

委託された業者は山に持つていくというふうな形の、海の公害が山に移つていった、そういう状況を生み出してきているというふうな思ひます。したがつて、過疎地に押し付けるということが結果として起つてくるということになります。

それで、この改正の長きにわたる動きというのは、非常に改正の御努力をなさつておられる方々には申し訳ない話でありますけれども、延々三十年、廃棄物処理法が成立してから延々三十年ですね、その間、廃棄物不法投棄がなくなつたというなら改正の実が上がつたという話になりますけれども、なくなつただけではなくて増えていくということ、これは、一体これどういうことなんだろうということですね。それで、改正の主眼は処理業者への取締り強化、そしてその処理業者がそれに対する対応をできなくて、夜逃げしたり倒産したり自殺したりというふうな状況に追い込まれていくということになっていきますと、責任はだれが負うかといひまますと、結局は国民が我が血税においてそれを支払うよという話になっていきます。そういう仕組みをいい加減に変えないと、これもまた延々たる改正、まあ言葉は悪いですが御勘弁願ひたい、改正ごっこになるといふことですね。

青森・岩手不法投棄事件のちよつとOHPを出していただきたい。(資料映写)

青森・岩手不法投棄事件、これは正に象徴的な事件であります。決してこれが特別に青森、岩手において起つたという事件ではなくて、どこにおいて起つてもこれと大小、量的な変化はあれ同じ構造が起つております。

次のOHPをお願いいたします。

あそこには馬淵川という川がありますが、水源ですね、青森、岩手の県境ですから、その水源、その水源で住民がさんざん訴えた。こういうひどい状況が起つておりますよということ、訴えて、これは当時七十歳を超えた監視員が写した写真であります。それで、その写した写真を保健所に持つていって、それから水も持つていって、真つ赤な水ですね。これを持つていった。そうす

ると、青森県は何言つたかといふと、飲んでも差し支えない水だと、全く差し支えないよということとを青森県はおしやつた。何でそんなことを言うかという話でありますけれども。

その次お願いします。

それで、これは埼玉県の新明という廃棄物処理場の火災であります。なぜこういうことが起るのかということでありまます。これは前は焼却処分をやつていたところの業者であります。焼却処分をやつていたけれども、皆さん御承知のように、焼却場はあかんよということで住民がさんざん反対してそれをつぶしていった。それで結局ほとんどなくなつた。なくなつたときに業者たちはどうしたかといふと、根本構造は変わらないんですね。首都圏から猛烈な勢いで埼玉県を経由して各地方に流れていく、その根本構造は変わらない。その経由地としての所沢、所沢以外にも経由地はありますけれども、所沢が非常に多かった。それで、所沢ではそれを焼却していた。それが小型密集地になった。それでダイオキシン問題が起つた。そういう構造ですね。

ダイオキシン問題はどうなつたかといふと、住民につぶされた。つぶされた結果として、それでも生きていかなきゃいかぬから、根本構造は変わりませんから、どんどんどんどん首都圏からは流れてくる。その流れてくる廃棄物をどうしているかといふと、破壊といふことになります。破壊といふことになりまますと、山のように積み上げるといふことになります。地方ではお断り、流してくるなといふことになっております。そうすると、自然発火いたします。こういう火災があらゆるところで発生している。大小いろいろありますけれども、新明においてはその象徴としてこういう事件が起つておるといふことです。

それで、こういう構造というのはどうして起きたのかといふと、これは何と青森、岩手の事件も十数年以上掛かつているわけですね、終わるまで、まだ終わつておりませんけれども、十数年掛かつておる。その間、縣南衛生という処理業者、

これは埼玉県における最大の優秀な業者であるという形でどんな行政が推薦する。焼却施設も推薦したわけですね。そして補助金を付けてどんな焼却施設を造らせた。そして、この縣南衛生についても推薦する。推薦した結果、一万余百社、この何百社がすべて縣南衛生を通じて青森、岩手に不法投棄をしていたということになりました。それで、それができなくなった。できなくなったというところで起こっているのが、こういう状況がばんばん起こっているということになります。

それで、そういうことから、それじゃ、これは埼玉県における、所沢における、あるいは青森、岩手における特殊な状況かと。皆さん現実に不法投棄が行われている状況をごらんになれば、どこにも、これだけ、ここだけ特殊に起こった事件だというふうな条件というのは発見できないでしょう。どれもこれも皆同じです。つまり、それをなくさなきゃならぬというのが改正の主眼でなければならぬけれども、じゃ、その改正の主眼というのが何になっているかという、廃棄物処理を押し付けられた、委託された業者が管理を厳しくされ、監視され、命令され、そして倒産して夜逃げしていくという状況が全国的に広がっている、これが不法投棄の現実であるというふうに思います。

それで、そういう構造、数字的にも申し上げたいですが、そういう構造が極めて普遍的な構造であるということをも一つ申し上げておきたい。それから、済みません、OHP二をお願いいたします。

そういうことばかり申し上げると、日本における廃棄物処理法も日本における廃棄物処理政策も絶望なのかという話になっていきます。ほとんど廃棄物処理法に関しては絶望した方がよろしいというふうに私は思います。

それから、土壌汚染対策法を事のついでに申し上げますが、土壌汚染対策法も、何といったってあなた、大阪府警が何で動いたかといえば、宅建

業法違反ですよ。土壌汚染対策法ができたばかり、それで取り締まることができなくて宅建業法で取り締まるというふうな話ですから、一種猫またぎの法律であります。猫も食わない。えさとして投げても食わない。そして猫もまたいであつち行っちゃったという法律でありますから、これはとてもじゃないが宅建業法でしか取り締まることができないということ、事のついでに土壌汚染対策法についても申し上げましたけれども、そういう絶望的な状況なので、全く絶望的なのかということです。

絶望的でなくなる方法というのは何かといえ、きちっと新しい状況に対応する基本的な力として住民が参加すること、これ以外にありません。住民が参加すること。というのは、今までは住民を排除して企業の御都合に合わせて、そしてすべて処理業者に委託するという流れをずっとつくってきたからそういうことになってしまったけれども、そうでない方法をつくり出せばよろしいと。それが廃棄物処理法の改正によってできるかどうかということをよく考えていただきたいというふうに思うわけです。あれ、百遍改正してもできない。三十年掛かってできなかったもの、つまり皆さん方のお宅にある資料、三十年下に積んである資料をまた持ち出して使おうたって使えません。それはもう捨てた方がよろしい。廃棄物処理法も廃棄した方がよろしいというふうに私は率直に思っております。

だから、絶望的なのかというと、絶望的でないというふうに、先ほど酒井先生もおっしゃいましたけれども、実際絶望的でないことが行われております。

これは北九州エコタウンのPCB処理施設であります。私は、このPCB処理施設に関してある一定の評価を持っています。かなりの評価を持っています。なぜ評価をするのかといえば、危険物輸送に関する国連勧告というものがありますけれども、この危険物輸送に関する国連勧告というのは非常に優れた勧告であります。つまり、今まで

土壌汚染、不法投棄、そういう輸送をやっているということに対して、全くそうでない方向で新しい、まあ国連勧告そのものは一九五六年からあるわけですがけれども、日本では陸上に関してはこれを、批准という言葉は適切ではありませんけれども、これを採用してない。航空機においては採用している。海においては採用している。

しかし、航空機では容器も何もすべて国連勧告に従ってやっているにもかかわらず、陸上にそれを保持しているというところ、積み替えようとする、途端に、コンテナの中に何が積んであるのか分からぬ、表示も分からなければ容器もいじ減であるというふうなこと。それで、その中で、中の積まれた荷物を運搬手さんが積まれているのか分からぬというふうな形の中で、どどんとその中の荷物がコンテナの中でひっくり返って、その重さが掛かってひっくり返って横転したというふうな場合に、もうどうしようもない。運搬手さんの責任にされるだけ。そうですね。今回の火災における事情を見ても大変運搬手さんの責任にされそう感じがありますけれども、そういう危険な状況を運搬手さんに任せてよろしいのかと。そうではないというのが国連勧告です。

その国連勧告を、PCB処理に関するガイドライン、環境省はそれを採用して、そしてそういう方向性を持っていったということでありまして、それから、それは一つ大きな評価すべきところになるというふうに思います。したがって、PCB処理に関するガイドラインはかなり大きな前進をした。

それで、もう一つは、それをGPS、先ほど酒井先生もおっしゃいましたけれども、GPSによつて完璧に空から監視することができ、最終的な、輸送の途中の経過に関しても、上から、最終的に処理場に、処理施設に搬入されるプロセスにおいても完璧に監視することができ、そして住民がその情報を徹底して見ることができ、つまり、住民参加の一端をその中において実現するということであります。

OHP三をちょっとお願いします。そして、これはPCBのカットモデルであります。まあ、三はいいです。PCBオイルに使ったカットモデル。

それから、OHP四をお願いします。あつ、これも横になっていきますね、ちょっと、下のはいいですから上に、縦にしていただけですか。はい、上をお願いします。

これは、施設の在り方でありまして。まず、輸送するのに五重の厳重な容器によつて輸送をされて、そして施設に搬入される。施設に搬入されると、二重、三重、四重、五重のすまじい形の安全体制を取ること、これがその施設のPCBのフェールセーフ方式であります。そしてそのフェールセーフ方式のこの部屋も、すべて危険な状況に依じて一、二、三とランク付けされていて、その三のランクが最も厳重、そういうふうな完璧なる、今までの日本にはない多重のフェールセーフ方式を持っております。

ということで、私はもつともしやべりたいわけでありまして、これで終わりにしたいと思います。

それで、OHPの六をお願いします。

これは先ほど酒井先生がおっしゃったGPS、宇宙衛星で監視をして、そして二十五個のGPSという衛星が飛んでおりますけれども、それを地上で受ける機器であります。この機器ですね。それで、この機器によつて処理場から、処理するセンターからそのすべての情報が双方向で行ったり来たりできるということですから、一切不法投棄をすることができません。不法投棄をすることができないという完璧なシステムをつくったのは、日本においては初めてであります。したがって、廃棄物処理法の改正の方向というのは、不法投棄が絶対できないという方向性においてそれを進めるべきだというふうに思います。少々の手直しをしても、廃棄物処理法の改正はできないということです。

○委員長(郡司彰君) 参考人、時間が参っております。

ますのでおまとめください。

○参考人(高杉晋吾君) はい、どうも。時間が来ておりますからこれで終わりますけれども、一つ皆さん方にお願したいのは、こういうシステムを全面的に取り上げて、そして住民が参加できるという形の処理システムを推進していただきたい。これが、党派を超えてお願いしたい私の意見であります。

どうもありがとうございます。

○委員長(郡司彰君) ありがとうございます。次に、江口参考人をお願いいたします。江口参考人。

○参考人(江口雄次郎君) 私は江口雄次郎と申しまして、アジア環境連帯の最高顧問を務めさせていたいております。

本日は、こういう場所を与えられてまして、私どもの方の考え方を述べさせていただくことにいたしました。大変うれしく思っております。

まず、アジア環境連帯は何を考えているのかということからちょっと御説明いたします。という、いわゆるアジア地域に対する日本の地域政策の根幹は環境政策にある。その底流は環境なんだ。環境を通じてアジア地域との連帯を図っていくということが私は大事であるというふうに思っております。

ちよつと個人的なことを言わさせていただきますと、東京オリンピックのときに、私、三木武夫事務所にもちよつと出向をしております。三木先生から直々言われたのは、江口君、アジアの問題を触るのは環境と文化だよ、これをしっかりとやれば必ず日本はアジア諸国との協力関係がうまくできるから頑張れよと言われて激励されたのが三十数年前の思い出でございます。私は申し上げたいことは、ただいま審議しております法案は、大きく申しまして、私どもの方の組織が主張し続けてございますアジア環境経済協力圏をつくりたいと。

私はアジア問題四十年間やってきまして、先般もパレスチナに行っていました。パレスチナ

もアジアであります。このパレスチナのNGOの

諸国の人というのは非常に日本に期待しているわけですね。日本の力をかりまして、アジア諸国の一環として、イスラエルもパレスチナも、環境を通じて日本との協力関係をつくっていききたいと。先般も、NGOのスタッフが日本に来まして、東京あるいは鎌倉市等々を見せたんでございますけれども、感銘いたしました。ベツレヘムの市長が何を言ったか。是非私は日本に行きたいと。なぜかというのは、長崎、広島の原爆の下にあつてもこんなにすばらしい復興をした、その復興過程を見たいんだと。その中心基軸は環境協力だ。ヨルダン川西岸地域へ私、行つてきました。あの固形廃棄物をどどん捨てているわけですね。ほとんど知識がない状態でございす。

是非、私は、アメリカ力に對しまして、ヨーロッパに對しまして、最後の切り札は環境外交を進めるといふことだろうと思ひます。外務省だけにお任せになるだけじゃなくて、環境問題を掲げまして、日本の持つている知識と経験とノウハウを世界に広めていくことが非常に大事だと思ひます。

今日直面しております日中問題も、私は、日中環境協力あるいは日中韓環境協力、もつと申しますという、日中韓の北東アジア経済共同体じゃないと思ひます、日中韓の北東アジア環境共同体をつくるということが入口であり、そしてまた出口ではないかと思ひます。そういうことからすれば、循環型社会を形成していくということと環境問題や資源問題が逼迫する世界における私は国家戦略として位置付けていく必要があるんじゃないだろうか。

もうこれ、細かい話は今日は省略させていただきますけれども、そういうストラテジーというものを、総合的なストラテジーとして個別戦略を形成していく仕組みづくりが今日の法案の審議かと私は存じております。それは、新しいビジネスチャンスをつくりまして、また雇用とか産業創造につながるかと思ひます。

具体的なことを申しますという、まず一つ

は、やはり今日提案されてございます客観的な情報の評価と、それから大事なことは情報の公開かと思ひます。優良業者をいかに育成していくか。私もよく廃棄物処理業者の優良業者を知っているんですけれども、サイトを拡張したいんだけども地域住民が反対してできないと。だれが一体そういうものを処理するかといへば、やはり廃棄物業者の熱意でございす。

しかし、熱意だけじゃなくて、やはり行政官庁、中央官庁、地方自治体の協力の下にそれを処理していく、そして国民全体の環境影響被害の縮小化に努めて、国民の健康と安全の優先を図るための廃棄物処理に目を向けて、情報や評価を共有しまして、積極的に提供していこうという姿勢と、恐らく環境教育にしっかりと力を注ぐことが大事かと思ひます。

にもかかわらず、御案内のように、多くの産業廃棄物事務関係の見直しが進められておりますし、事務能力の強化というところは喫緊の課題でございす。

特に、不法投棄の事実の捕捉あるいは夜間や人目に付かないようにして行われる事実から、内部告発あるいは自己告発の奨励化と、そして、口幅つたいんですけれども、NGOあるいはNPOという第三者による監視体制の強化を考へるべきかと思ひます。

内部告発にありましては、匿名告発の受入れと公開の組織的枠組みをつくることと、内部告発保護というものについての法的な措置を講じていくセーフティーネットの形成が重要かと思ひます。

殊に、度々委員の先生方の速記録を拝見しますと、不法投棄にあつては警察との連携が必要だと。加へまして、私は、民間委託も加へまして、法律事務所あるいは民間への委託の枠組みによりまして事務の合理化と迅速を図るべきかと存じます。

さらに、マニフェスト制度の違反行為者の勧

告・公表・命令措置、このマニフェストの保存義務につきましては、現在まだ電子マニフェスト制度が普及率はわずか二%であると。これは分かるわけでありまして、もつと電子マニフェスト制度につきましては促進していただくように、諸先生方のお力添えをいただきたく、お願い申し上げます。

殊に、ICTタグ、インターネット、GPS、GIS、こういう廃棄物処理のトレーサビリティシステムというものの対するインフラ投資を思い切つて行ふ、これは私は新しい産業だろうと思ひます。この新しい産業を興すことによつて、恐らく電子マニフェストシステムは、二%どころかもつと、三〇%、四〇%というような高さになると思ひます。

冒頭申しましたように、アジアの諸国は、一体日本はどうやってやっているんだと。電子マニフェストのモデルを日本がアジア諸国に提供していく、そのことによつて産業振興と社会的な構造改革を進めることが期待できるわけでありす。資源循環社会、3Rの推進を標榜する我が国にありましては、その質を日々深めていくと。そして、廃棄物処理やりサイクルによつてもたらされる環境影響あるいは環境効率をいかに高めているのかということとをアジア諸国が恐らく日本から学びたいんだということは、当然のこととして考へられるわけでありす。

私は、ヨーロッパが進んでいると申しますけれども、私は、日本は進んでいるし、環境大国日本としての旗を掲げていけば、必ず、現在御審議いただいております法律それ自身からもアジア諸国が学ぶべき部分がたくさんあると思ひます。

そのことによつて、排出事業者、処理業者はもちろん、国民にありまして、廃棄物処理やりサイクルの処理方法、情報の評価によつて持続可能な社会の形成が可能かというふうに考へております。

その第三者認証が可能な社会的な位置付け、行政でも民間でもない私は第三者認証としてのNGO

ということでございますでしょうか、もつと活動範囲が広がっていくし、またヨーロッパ、特にドイツではNGOのこれに関する社会的な仕組みが主流になってきております。

当然のことながら、無許可営業、無許可事業範囲変更に対する法人重課税は私は当然ではないかと思えます。重課税を課すことによって処理できることについてはネガティブな御意見もあるかと思うんですが、やはり致し方ないというふうに考えております。

ポイントとは、いかに優良業者を育成していくか、適正な資源循環社会を構築していくかということかと思えます。資源循環型社会は、環境問題や資源問題が逼迫する世界における国家戦略として位置付けていく必要があると思えます。私は、今まで環境問題を国家戦略というふうにはつきりと位置付けた人はいりません。私は、日本こそは環境大国日本、もつと、まあ私はメモに書いてないんですけど、憲法の中に環境権をうたつてない国が少ないんですね。中国はもちろん、アジア諸国ではネパールにも環境権がございます。環境法体系が低いと、日本の場合には、もつと高めていくような、そういう、憲法問題は本日主題ではございませんけれども、そこまで展望して日本の国家戦略としての決意というものを示していったらだいたく思っております。

このことは国民も併せまして行動可能になりますし、またビジネスチャンスの中に雇用、産業創造、そしてポイントは優良業者を褒めてあげる、ここは優良業者なんだということをもつと示し続けていく必要があると思えます。

先ほど申しましたように、今週開かれます三Rのイニシアチブの閣僚会議の意味というのは、単なる閣僚会議だけじゃなくて、日本でイニシアチブを取って進めていくという点では非常に大きいと思えます。加えまするに、日本は資源大国なんだと、こういうリサイクル資源を使うことによって、かつて一九七〇年代の新経済秩序ございましたけれども、それを超えて、日本はリサイクル資

源を活用している国だということをもう少し強調しまして、私は、着地点はアジア環境経済協力圏をつくっていくんだと、日中関係もこれでもって窓口を開いていくんだと、北東アジア経済共同体じゃなくて、北東アジア環境共同体をつくるような視点というものが非常に大事かと思ひまして、今回の廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案は上記のような展望に基づいて御審議されることを望みます。

以上でございます。

○委員長(郡司彰君) ありがとうございます。次に、大橋参考人をお願いいたします。大橋参考人。

○参考人(大橋光雄君) 大橋でございます。本日は、私たち住民団体に意見陳述の機会を与えてくださいましたこと、厚くお礼申し上げます。

意見の内容を申し上げる前に、全国各地の産廃不法投棄の一端として、今日は自動車の廃タイヤがどんな光景を呈しているか、十一か所の事例を持ってまいりましたので、ざっと駆け足でございました。お願いいたします。(資料映写)

これは、今、巨大不法投棄で問題になっている岐阜の椿洞からほど近いところの山沿いにあるタイヤの山です。当初十万本ぐらいかと言っていたら、業者に追及していくと、六が掘つてあるから十八万本ぐらいあると、まあこういうような話。次、お願いします。

これも岐阜県ですが、養老の滝で有名な養老町、養老町の養老の滝から一キロか一キロ半のところ、に、田んぼの中にうやうやしてタイヤの山があります。ここでおじさんが一人でこつこつと何かこう金属類を外したりしているんですが、積んであるタイヤが、養老町と産廃業界とか市民団体で、ボランティアで片付けようかといつてやつぱり数を調べていったんですが、最初八万本ぐらいだろうと言っていたのが十何万本ということで、去年の暮れ、片付けを三万本まででもう切りがな

いというのでやめて放置されております。次、お願いします。

これは佐賀県唐津市と鎮西町というところの間にありますけれども、これは二十五万本。まあ大変な量で、この写真の左右にもつと幅広く広がっております。近隣住民は、多くの場所ですうですけれども、火災の危険の不安と、それから蚊とハエの大量発生で非常に大きな被害を受けたりしてきましてけれども、十年以上たつても何一つ動いておりません。

次、お願いします。

これは数の上では日本一かと思うんですが、まあ八十万本から、もしかしたら百万本じゃないかという、愛知県豊橋市のタマネギ畑の真つた中にあります。これも全く片付けるといふ動機、動きはございません。

お願いします。

これは栃木県塩谷町というところ、塩谷町というところですけども、ここも少し片付け始めたんですが、二十五万本以上あるうちの三万本ぐらいでもう業者はギブアップということ、もう何年も放置されております。これもついでの間行つてまいりましたが、やはりどうにもならない光景です。

次、お願いします。

これはその中へ入つてみたやつです。

はい、次お願いします。

産廃はタイヤよりもつとほかの部類の方が大変なことになっているのは皆さん御承知のとおりですが、今日はタイヤに絞つて、タイヤでもこんな始末になるといふ、これは栃木県真岡市です。上と下は同じ現場ですが、写した場所が違ふというところで、このタイヤの山の端の方には中古タイヤ販売という看板が掛かっているんですが、十八万本あって、一日に仮に十本売つても何年掛かるか分からないような、まあ売り物になるような状態でないタイヤの山になっております。

お願いします。

これ、黒くて余りよく見えませんが、あの突き当たりの黒い山が全部タイヤなんですけれども、ちよつと映像が鮮明じゃありませんけれども、これも栃木県真岡市で、さっきの現場から二キロぐらい離れたところで。

お願いします。

これは栃木県の佐野市というところで、この業者はやはりタイヤの中古販売ということを一応の看板にしておりますけれども、自分の家の周りに三か所、合計四十五万本、そしてもうちよつと離れた山の中に十二万本というふうな格好でやつて、これも、次お願いします。火災を度々起こしてこんな始末になったりしているんですけども、このタイヤ火災というのは不思議なほどあちこちで原因不明の状態が発生しております。

次、お願いします。

今の業者が山の中で一か所だけ離れて十二万本やつてるところの、これは焼け跡です。これ焼けたのは一年と二か月、完全鎮火を消防隊が宣言したのが一年二か月です。何と。最初は泡消火器とかそういうものでやつていたんですが、とてつもない付かなくて、結局はブルドーザーを持ってきて泥をかぶせるといふ形で埋め殺しにして、しかし中に空間があるの一年二か月、鎮火までに掛つたということです。

これは群馬県の境町というところで、境町というところですが、これも焼け跡です。上下同じ現場を別のところから写しておりますけれども、これは撤去命令が出ておりますが、どこまで撤去されるか、タイヤで大量にあるものの撤去命令で動きが始まるケースは非常に珍しいケースです。

はい、あと最後をお願いします。

タイヤが地方にばっかり行っているかという、必ずしもそうではなくて、これは東京の八王子市の外れの方なんです、山の中にタイヤの山をしておいたところ、やはり原因不明の火災でこのように焼けただれて、周りの木も燃えております。

大変駆け足でざっと見ていただいただけでございますけれども、以上ごく一部の事例を見ていただきますけれども、産廃の不法投棄現場というのは、タイヤ一つだけを取ってもこのように惨たんなる状況だということを念頭に置いていただければと思います。

さて、今回の廃棄物処理法改正案であります。が、率直に申し上げまして、またしても後追い、場当たりの改正の繰り返しかと苦言を呈したくなります。ここ三年連続して法改正が続くという異常な動きですが、これらの中身のほとんどはもつと前の法改正時点で予見できたはずの改正内容であります。法制度の安定性という見地からも、重要な法律の改正に当たっては、もつと先見性のある総合的な取組を求めたいと思う次第です。

これから、今回の改正内容の幾つかの点について若干の意見を申し上げます。

まず、産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直しに関する措置の改正事項ですが、私はこの内容は時代の要請に逆行した考え方だと思ひ、反対です。岐阜市における巨大不法投棄事件が主な動機のようなのですが、全国で五十余りある保健所設置市の中に体制、能力等に不足の市があるなら、むしろ国はこれを助成し強化することによって全国産廃行政のきめ細かな充実に努めるべきであります。そして、できるだけ早い時期に保健所設置市以外の市にも強化策を施し、すべての市が産廃行政を担えるようにするべきであります。

なお、現行法の枠組みの下でも部分改正をして、保健所設置市以外の市や町村に現行の立入検査、報告の徴収という権限以上の新たな権限を与えるべきであります。例えば、違法行為への改善勧告、命令等が考えられます。

二番目に、産業廃棄物管理票制度の強化などありますが、この改正は基本的には当然のことと考えます。

ただ、十二条の六の「勧告及び命令」の改正事項は、マニフェストの乱脈ぶりが余りにひどい中では、いかにも回りくどい規定だと思ひます。これ

があると、せっかくの直罰規定が活用されずに、実効性を乏しくすると思ひます。したがって、この規定を置くなら、「勧告」を削り「命令」だけにした方がよいと考えます。また、二十九条の罰則強化については、体罰を入れたことは当然として、罰金額が五十万円の据置きでは経過するので、引き上げるべきだと思います。

このほか、改正案にありませんが、マニフェストのどこかを防ぐ一助として、処分先の処分時の現場写真等をマニフェストに付けさせることは効果的だと思ひます。また、排出事業者がマニフェストの真偽を確認する義務を課して、その具体的方法を規定する必要があると考えます。

もう一つ、法八条の四では、利害関係のある住民が産廃施設の記録を閲覧できるわけですが、この中にマニフェストを加えると不正防止に役立つと思ひます。

三番目に、最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大がありますが、この改正も当然だと思ひます。そこでこの際、積立額も引き上げるべきではないかと考えます。現行制度の積立額では、産廃の最終処分場が引き起こす環境汚染事故には大して役立ちません。

私は先日、青森・岩手県境の日本最大の不法投棄現場へ三度目の視察を行い、そこで展開されている壮大な原状回復工事を見てきました。まだ始まったばかりですが、まるで巨大な公共開発工事現場かと思うようなビッグプロジェクトです。六百五十億円の公金と十数年の歳月をつぎ込む、実にばかばかしい原状回復工事なのです。しかし、これもやらなければ周辺環境が深刻に汚染されるというジレンマの中で行われているわけです。

このようなことから、たとえ許可処分場であっても、一たび原状回復事業をしなければならぬときには、生易しい積立金では役に立ちません。そこで、積立額の引上げとともに保険への加入も義務付ける必要があると思ひます。また、処分業者に委託する排出事業者にも、委託量に応じた積立金を契約の都度払い込む制度が必要だと考えま

す。これは、排出事業者責任の一つでありますし、優良な産廃業者を選ぶ動機付けともなるものです。

以上、今回の改正案の一部の事項について意見を申し上げましたが、次に、改正案にない法制度上の問題について、私から若干の提案をさせていただきます。

第一には、産廃処理施設の周辺で利害関係のある住民が、行政に同行して施設への立入りをできるようにしてはどうかということです。その施設への監視の目が最も厳しいのは近隣住民です。この人たちが産廃施設へ行政と同行して立ち入れば、産廃業者はもとより行政も緊張感が働いて、不正やなれ合い、しり込み等が少なくなると思われま

第二には、廃棄物処理業者とそれに委託する排出事業者とを、その委託契約時点から連帯責任を負う関係にすることです。こうすると、処理業者より力のある排出事業者が徹底的に優良処理業者を選択するようになり、さらには処理業者の業務行動を厳しくチェックするようになつて、おのずから処理業者の違法行為が抑制されます。そして当然に、無許可業者等の横行はほとんど消滅するはずであります。

また、排出事業者には、処理業者がもたらすかもしれない多大のリスクを避けるために、自らの産廃排出量を徹底的に抑制する効果が期待できます。法理論上、困難性があるとは思ひますが、取り返しの付かない環境汚染に発展する産廃物犯罪を予防するには、是非この制度を導入されるよう要望するものです。

第三に、先ごろ始まった産廃処理業者の優良化事業についてであります。

言うまでもなく、産廃処理業者は社会的に極めて重要な業務であり、排出事業者との取引関係において対等であることが望まれます。しかし、現実には到底そのような関係になく、従属的であります。産廃処理委託費のダンピングが横行し、採算の取れない産廃がしばしばアウトローに流れてい

るとも言われております。それすなわち不法投棄の蔓延です。

こうした問題を解決して、社会で正當に評価される産廃業界に成長するためには、業界自身の努力は当然として、国の制度上からも当分の間は育成の施策が必要であります。

ここで環境省が始めた優良化事業と称するものは、とても育成事業とは言えないので、もつと踏み込んだ施策の展開を望むものです。そうした中では、各都道府県にある産業廃棄物協会のような業界団体を法定団体にして、産廃業を営む者はすべてこれに加入することを義務付けるようにすれば、業界自身の自律的努力で質の向上が図れるものと考えます。

第四には、最も根本的なことですが、産廃の排出事業者が自ら望んで産廃の排出量を減らそうとするようにしむける誘導的な法制度の問題であります。

我が国の産廃の排出量は、十五年前の一九九〇年にピークの約四億トンになってから、なぜか横ばいが続いて一向に減りません。この間というのは、バブル経済の崩壊で長期低迷が続いているわけでありま

す。それでも減らない産廃をどうやって大幅に減らすか、産廃問題最大の課題であります。

以上、一番大事なことを最後に申し上げますが、時間が参りましたのでここで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(郡司彰君) ありがとうございます。以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。各参考人の皆様にお断いを申し上げます。

御答弁の際は、委員長の指名を受けてから御断言いただくようお願いいたします。また、時間が限られておりますので、できるだけ簡潔な御答弁をお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方は順次御断言願ひます。

○阿部正俊君 どうも参考人の方々、貴重な意見ありがとうございます。

今回の改正法、予定されている法改正は、産業廃棄物の不法投棄ということを何とかしようというものが主な内容でございますが、それに関連した形で少し質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、全体的にですね——いや、いい、立つた方がやりやすいものですから。やはり今回の法律改正でも、私も率直に言いましてこれで十分かなというのを考えるならば、極めてまだ不十分な点が多いんじゃないかと率直に思っています。ただ同時に、私は、産業廃棄物だけやり玉に上げられませんが、むしろ一般廃棄物、この処理も含めて我が国が、先ほど江口さんが外交戦略というように話されましたけれども、果たして東南アジアの諸国あるいはヨーロッパ諸国等々を比較して、そういったふうな国民一人一人のライフスタイル等考えますと、環境先進国かどうかということとは私はどうかと思います。

例えば、かつての鉱害の除去技術とか、そういう意味での様々な企業の持っているノウハウとかテクニカルな面というのは大変優れたものがあると思いますけれども、一面、そういう意味で我々の社会というのはまだまだ大量消費、大量廃棄の感覚で一般市民は考えている、私も含めてね、少なくないんじゃないかと思えます。

それで、具体的にお聞きます。

一般廃棄物については、ほとんどの市町村は無料でやっているところが多いんです。私は、産業廃棄物も個人が出す生活廃棄物も排出者責任というのをなぜ問わないんだろうかと、私はそう思っています。で、環境省に聞きますと、それは清掃法の時代からの伝統がありまして云々という話なんです。それは、清掃法というのは昔、うちの前の道路が舗装もされてなくて、みんなで、子供たちも含めてみんなで掃除していた時代にできた法律ですよ。そんな時代じゃないだろうと。やはり当時はそういう意味じゃ、町の何というか、清掃

事業なんてなかったころですよ。みんなでリサイクルしていた時代ですよ。そういう時代の清掃法の処理時代と違うんじゃないかと思えますので、具体的にお聞きます。

一般廃棄物について、コストは全部利用者が出すという原則に立つて廃棄物体制というのを考えていくということについて、私は、まあ例えば有料化という表現がありましたけれども、有料化どころかむしろコストは全部排出者責任だというふうなことをなぜ、産業廃棄物はそうなのですか、それでも一般廃棄物は取れないのか。したがって、そのコストは利用者負担ということにするということについて賛成か賛成でないのか、具体的に四人の方にお聞きます。簡単にお答え願います。

○参考人(酒井伸一君) 一部賛成、一部反対でございます。

理由は、既にリサイクル物等々に関しまして、いわゆる製造物責任的な、例えば容器包装でありますとか家電リサイクルでありますとか、そういったものに對しては、一定の廃棄物処理の部分を含めて利用者負担ということに現実に関連的にはなりつつあるところ、それと既に一部有料化等々始まりつつある、その点の運営等々を考えまして、そういう意味で一部賛成、一部反対と申し上げました。

○参考人(高杉晋吾君) 高杉でございます。

今の御意見に対して私はこう思います、応分の責任を取るべきだと。では、何が応分だと。一般廃棄物、産業廃棄物を分けるということ自体、実は非常にナンセンスなところが多いわけですね。分けたって、元々生産される場所というのは同じところで生産されて、消費する分野において排出するということだから一般廃棄物だと、あるいは生産される分野において排出されるから産業廃棄物だというふうに分け方している国というのはほとんどないんじゃないかというふうに思います。で、応分に分けるということは政治の課題であ

ります。どのような負担を消費者はすべきであるか。消費者がすべきでないということではなくて、したがって、すべきであるというふうに思います。けれども、どのように応分に分けるのかというところは政治の課題だというふうに思います。それをやっていただきたいというふうに思います。

○参考人(江口雄次郎君) 私は、排出量を減らす方向に政策を持っていかなければ、やはり利用者が負担をしながらこの排出量を減らしていくような流れというものを、そして国民一人一人がそれを自覚していくような方向の環境行政を私は進めるべきだろうと思えます。

以上です。

○参考人(大橋光雄君) 私は、一般ごみの有料化には反対です。永久に反対かどうかという点は今後の国の施策に懸かっています。

一般廃棄物の三分の一が生ごみです。三分の二がそれ以外の主として事業所等で製造された廃棄物です。それで、私はもし有料化を進めるのであれば、その前にそういう製造物責任に係るものを、拡大生産者責任とかそういうこと、あるいはデポジット制の導入とかそういうことを一生懸命やって、その形を国民に具体的に実行段階で見せた上で、なおかつ、あなた方のごみはこれじゃ困りますよという説得性のあるものにする必要がある。

生ごみについては、私は、市町村が連携して堆肥化、土壌改良剤等に変えていくということをやったり国がリードして大々的にシステムをつくれれば、有料化はまだずっと先のことでいいだろうというふうな考えです。

○阿部正俊君 ありがとうございます。

余り時間ありませんので、もっともつとお聞きしたいんですが、もう一点これは酒井伸一参考人にお聞きした方がいいかと思いますが、今回の改正の動機の一つになりましたのが、先ほどもどなたかお触れになりましたけれども、岐阜の例でございました、と思っております。

あれは私、まだ現場は見たことないんですが、むしろ、そのGPSも何もかも結構なんですけれども、一番大事なものは、あれを四、五年間あいう状態ですと継続したということについて、極めて私は、周りの、例えば市役所もそうですけれども、周りの住民もおるわけで、あれが継続したということは、逆に言いますと、周りの方々を、こう言っちゃ悪いけど、先ほど一般廃棄物についての有料化という話をお聞きしましたけれども、そうした意味での、何というか、鋭敏な感覚といえましょうか、いうものがどうだったのなと。大変周りの方に気の毒、申し訳ないことですけれども、そんなふうな気がするわけですね。

その辺が、環境行政なりの地域を良くしていくというふうな発想での取組というのが、もしももう少し鋭敏な感覚があれば、四年も五年も、物すごいでかい処分場ができてくるということは、全くの手続なしでできてくるということは、もう少しうまく対処できたんじゃないかなという気がしますけど、そんなふうな考え方はいかがでございますか。

○参考人(酒井伸一君) 私自身、岐阜の現場に十分通じているわけではございませんし、工学の研究をしている立場でございますので軽々な論評はできませんが、今おっしゃられたGPSという点でまいりますと、この間、この現場でそういう先端技術がそういう意味では使われてきたわけではございませんので、そういった意味で今の技術が適切であったかどうかということはまだ判断ができません。事例ではないかというように理解をしております。

今先生がおっしゃられたある種の周辺住民との相互監視という、そういう側面でも抑止効果は働かなかったのかということに関しては、これはまたこの地域の今後の検証の成果を見させていただきまして、私も自身も勉強させていただきたいというふうに思っております。

ちよつと中途半端な話で申し訳ございません。○阿部正俊君 それでは、次に高杉晋吾参考人に

お聞きしますが、高杉さんの評価として北九州が比較的優等生かなというふうな評価の表現のようなものがありましたけれども、資料にもございましたけれども、実はついせんたつて、お許しを得まして、十九日と二十日と北九州市に行ってきた。で、御存じのその、先ほどの資料にもありましたPCBの処理施設、あるいは廃プラの事業所、あるいは分別の福祉工場、障害者をたくさん雇用しているんですけれども、というようなことも拝見しましたけれども。

市長始め職員全体が正に血眼になって取り組んでいるんですが、実は先ほど一般廃棄物の有料化の話に触れましたけれども、北九州は正にそれに踏み出そうと今しております。環境省に聞いて、ほかの政令市、いわゆる十何市の政令市ですが、保健所じゃなくてね、それでみんな無料なんです、これ。これでどうだろうかという。で、北九州がいつも責められるんだそうです。いろんな政党ございますけれども、市民の負担が多くなる、けしからぬと、こういう話なんだそうですけれども。

私は、こんな状態で私はこれからの環境行政というのはできないんじゃないかなという。私が申し上げた一〇〇％コストは排出者責任、一般廃棄物もというふうな原則に立つて物を考えていかなと駄目じゃないかと思うんですけれども、模範的な北九州市と言われることが、そういったような行動に出ようとしていますけれども、高杉先生、どうですか、そんなふうなことにしてどんなふうに評価されますか。

○参考人(高杉晋吾君) 高杉でございます。

私は一般廃棄物問題について北九州において調査をしたことがございませんで、その点についてお答え申し上げる立場ではないですが、先ほども申し上げましたような原則に立つべきだろうというふうに思うわけです。

どのように一般廃棄物を有料化にするのか。一般廃棄物といえども、事業によってあるいは産業によって生産されたものについて家庭あるいは消

費者が消費する、その結果として生まれたものである以上は、何分かの排出者、企業における負担、それから消費者における負担、そういうものが図られていくべきだろうというふうな基本原則としては考えております。したがって、全然、それが北九州において有料化したから駄目だとか、そうでないから駄目だとかという、そういう評価をしようというふうには思っておりません。必要な原則に依拠してやるべきだろうというふうに思っております。

○阿部正俊君 むしろほかの政令市が全く、いわゆる無料だということについてお聞きしたかったんですが、これはまあ結構でございます。

もう一つ最後に、北九州で見た中で、PETだったか廃プラだったか、どっちかちよつと記憶ありませんけれども、最近いわゆる、先ほど、資源化されて外国に持っていくかというところで、その工場が原料も来ないものだからやめちゃったんですね、三か月ほど。ということなんです、これはまあ、先ほど、酒井先生にお聞きした方がいいかなと思うんですけれども、私は、若干の今までは処理料を払って市町村が集めた、あるいは工場に持ってきてもらって、それでむしろ処分料をもらって処理していたのが、資源化されて外国に輸出できるものだから来なくなっちゃったと、こういう話なんです。

でも、一面、そのCO₂の削減ということを例えばわずかですけれども考えれば、日本内で再生利用した方が少なくともベターであることは間違いないわけでございますので、わずかなことのために、経済原則だと、それもいいだろうということとか、なにかもしれませんけれども、見方はあります、一面、やはりもつと広い意味での行政、環境行政といえましょうか、国のCO₂削減なり環境負荷なりの削減と考えますと、逆にそれを、経済的なインセンティブをそこに掛けて環境税という話にすぐ飛ぶのはどうかと思えますけれども、そうしたふうなことを補えるような仕組みを考えていく。

あるいは、場合によってはエコ会計みたいのを企業にやらせて、それで格付みたいなことをやって、これは先ほど、前にNGOの江口さんも言われていましたけれども、そういう格付のようなものを是非やってもいいかな。そういう意味でエコ会計のような一つのモデルをつくって、そういう意味での、わずかなことで、まあこんでもなく差が降りやそれは別に、それぐらいのこととで外国に持っていくって云々ということはないように。例えば、廃棄物の中のそれをきれいにするというのは、それはともかくとしても、そういったようなシステムを導入すべきなのかなというふうに思いますけれども、江口参考人、どうですか、そんなふうな考え方、いかがでしょうか。

○参考人(江口雄次郎君) 私、全く同感でございます。まして、やはり優良廃棄物の業者に対する評価と、いうのをきちつとなさる必要があると思うんですね。その場合には、情報公開、それからもう一つは環境報告書を作っていたかどうかということでもランク付けをしていくことが可能だと思うんですね。これは優良企業は物すごく頑張っているんです。

だけれども、ほかの人と同じように評価されてしまふことに対するネガティブな意見がございますので、先生おっしゃるような方向でもつと積極的に進めていただければというふうに思っております。

以上です。

○阿部正俊君 終わります。

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山でございます。今日は参考人の皆様には本当にお忙しいところ、ありがとうございます。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

実は、不法投棄とは違いますが、私、昨日、地震の災害に遭われました新潟県に行つてまいりました、小千谷市の災害廃棄物、長岡市の災害廃棄物、それから震源地に近いと言われる川口町の災害廃棄物の現場に行つてまいりました。長岡市ではほぼ二・八年分の災害廃棄物が一遍に出まし

たし、小千谷市では何と十年分以上ではないかと言われるような廃棄物が出ておりました。

それで、新潟は実は雪が深く、つい一週間か二週間ほど前まで雪が残っていたのでなかなか処理ができなくて、実はこれから九割から八割方残っている瓦れきも含めて災害廃棄物の処理に入るということで、現場を見てまいりまして暗たんたる思いで帰つてまいりました。

実は、私、三年前の、あつ、三年前、二年前か、平成十五年のこの審議でも参考人の質問立たしていただいておりまして、大橋参考人にはまた質問させていただくことになりましたし、岩手、青森の現場も実際に行きました。そんな状況の中で、まあ十五、十六、十七年と立て続けに、昔の流行歌のように改正が行われているわけですが、なかなか不法投棄がなくなるという状況の中で、少し御質問をさせていただきたいと思っております。

一つ、酒井参考人にお伺いしたいと思っております。先生のいただいた資料を引用させていただきましたが、最初のページに、千五百十件、九百三十四件というふうな不法投棄が若干減つているというコメントも先生からいただきました。しかし、私、そもそもこの不法投棄の件数のカウントの仕方がちよつと問題ではないかと思っております。実はこれ、毎年毎年、千件平均で見付かるわけですね。これ新たに毎年毎年見付かるわけですね。ということは、不法投棄というのは長期的にわたつてやられている場合が多くて、毎年千件ずつ出てくるというのは、実は根っこではないかに多くのものがあるのかということを考えると実はぞつとするわけですが、これは実は都道府県とか保健所から把握した数で毎年毎年やられています。

実態としてのこの廃掃法と産廃の不法投棄の、何というか、現状と法が予定をしている実務が随分僕は乖離があつて改善されないのではないかと、という問題意識があるんですが、酒井参考人はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(酒井伸一君) これは不法投棄件数というよりは、正確にはやはり不法投棄が顕在化した件数という、こういうふうに表示すべきでもその数字であろうというふうに思っております。

それで、その水面下にはどの程度あるのかということに関しては、個々、現場に明るい方々の御判断というようなことで、例えば首都圏の中で不法投棄件数の多い千葉あるいは茨城辺りを見ると、どうも現在見付かっている量の十倍量程度はあるんじゃないかというふうな、明るい方からのそのコメントというのも耳にすることがございますので、そういった意味で、こういう統計量の表示方というのに関して少し今後留意していくべきという御指摘に関しては、御指摘のとおりかというふうに思います。

○福山哲郎君 それに関連して大橋参考人にお伺いしたいんですが、大橋参考人が二年前、実態調査の把握がやっぱり甘いのではないかとというふうな御発言を當時いただいたと思っております。現状でもそのような認識なのかということ、もう一度お伺いしたいんですが、じゃ実態把握をするには、まあ環境省も努力はされていると私は思っているんですけども、どういう形で実態把握をすればいいと大橋参考人はお考えか、もし何かあれば御教示いただけますでしょうか。

○参考人(大橋光雄君) 私が産廃特措法ができるときに恐れていたことがもう去年から出てしまつて、当時予定した事業費がもう底をつく寸前へ来て、これから続々と問題が拡大するわけです。

実態調査は非常に今日の日本の産廃行政施策の中では重要性の高いもので、なぜ環境省がもっと資金を投入して、都道府県に単なるアンケート調査するというようなそういうことではなくて、もっとしっかりした仕組みをつくって、それから私こういうことも言うんですが、忘れ去られていく産廃の山、谷、これが怖いんですね。年間幾らで何万トンと言っているだけじゃ済まない。先ほども言っていたような累積というものがすごくあって、その中には、忘れられないものは

まだいいとして、どんな草が生えたり木が生えて忘れられていく。そういうものがいつかはカウントには入ってこなくなっちゃうと。

こういったことで、古老の人たちから聞くと、地域に入つて、都道府県なり市町村がですね。だから、市町村にも協力求めなきゃ、これは、若干求めているはずですけど、相当深い形で組織化して実態調査、数年掛けてしっかりやれば、その後の調査はずっと楽になって正確度を高めることもできるわけですから。

私は、具体的な方法論まで今おっしゃるような形で御返事できませんけれど、市町村、都道府県を組まして、国が予算の手当てを付けて、そして方法論をちゃんと審議会なりなんなりで検討されてやっていくと。それで、それは継続的な調査としての仕組みにするべきだというふうに思っています。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

では、高杉参考人にお伺いをいたします。

高杉参考人は現場をよくごらんになられて、著書を拝読させていただいても非常にリアルなことがたくさん書いてありまして、大変参考にならせていただいているわけですが、現行廃棄物処理法では対応本当に可能なのかという問題提起をされています。高杉参考人の言われる排出者責任を取ってもらうというときに、どういう仕組みで可能なのかということについて、もし何かアイデアがあればお答えをいただきたいということ。

それから、先ほどから話が出ていたんですが、GPSの導入も僕は大変いいと思うんですが、まずマニフェストの電子化の普及だと思んですが、それに対して、例えば電子化の普及をするために、今だと二割です。実は、二年前審議したとき一割ですから、一年に一割ずつしか増えない、あつ、そうか、一割ずつしか増えないんですね。そうすると、七〇％電子マニフェストが普及するまでに七十年も掛かっているとうなるのかなと冗談みたいな話ですが思ってしまうまして、マニフェストを普及させるために高杉参考人はどのよ

うな方法がいいと思われているかと。

それから三つ目は、実は、この産廃の不法投棄には暴力団が関与しているということがよく言われています。そのことについても高杉参考人、何か言及されることがあれば、御教示をいただければと思います。

○参考人(高杉晋吾君) まず一つ、排出者責任という問題であります。

排出者責任というのは決して、出してしまつて、出されたものについてうまく処理をする、そのためにお金を出しなさいというものが排出者責任であるかのごとく受け取られているというふうなふうに思いますが、要するに、現状復帰資金を出すか出さないかという論議があるように、私は、それは一つの結果であつて、まず何よりも排出することのない、いわゆるゼロエミッション的な生産の在り方、生産の在り方が根本問題でありますから、生産の在り方に関して一体どうなのかというモデルを明快にしていきたいと思います。

つまり、決して排出者責任を取っていないという企業ばかりではなくて、排出者責任をきちっと取つて、生産の在り方に関してもきちっとやっているという企業があるわけですから、そこら辺のモデル性というのは一体どういうものなのかということとをきちっとまとめて、こういう形の生産の在り方にしないさいよと、そういう生産の在り方に対しては政治的にはインセンティブを与えていきますよと。そして最終的には排出するだけ、それで排出するだけで、あるいは焼却するだけというふうなものに対しては、やはり環境税というものに対してきちっと対策を取っていくべきだろうというふうに思うわけですね。

しかし、それにしても、おれのところから出したこの焼却灰はおれのところから出した廃棄物であるというところをおまえどうやって証明するんだというふうな居直られたときに、行政マン諸君はいかに一生懸命やったところで、それを、排出者のところに行つて立ち入つて、おまえ、この焼却

灰は絶対おまえのところで出したなんて、そんなことを百遍繰り返して言つても駄目ですね。

第一、その一つの証拠として言えるのは、青森、岩手における、一万社以上ですね、排出したのが、ところが、現に、それから事件発覚以来もう十年以上たっているのに、わずかに十七、八社だ。一万社のうち十七、八社、つまり〇・二％です、〇・二％、限りなくゼロに近い。それから、措置命令で撤去された産廃は五百八十五立米です。五百八十五立米というのは、八十七万立米のうち五百八十五、〇・〇七％ですかね。そういう限りなくゼロに近い排出者責任、これあなた、首都圏の一万社がのうのうとしていますわな、一七、八社以外は、のうのうとしています。

そういう在り方ではいけませんから、いかにして証拠を持つて追跡できるシステムをきちっとすべきではないかということで、GPSというシステムはある程度評価されるべきであらうと。ただし、そのGPSシステムを普及するのに一体何年掛かるのかというふうな言われますと、それは困りますけれども、実態として、モデルとして具体的に力のある地域、力のある企業、それを中心にしてそのモデルが形成されていくならば、それは拡大する上で大きな力になっていくだろうというふうに私は思っておりますので、そのモデルとして北九州を宣伝しておりますけれども、北九州だけではなくて、東京、豊田、そして北海道は室蘭、それから中部ですね、大阪、そういうところでそういうのが見れるということになれば、そういうものに對する、モデルに対する優先政策を私は取るべきだろうというふうに思うんです。どこもかしこも同じことやっていても、各県ごとによりなさいなんといったら、これはもう、高度な技術、高度な資金、これはもうできません。そういうことでできないだろうというふうに思います。

それから、暴力団云々ですね。暴力団云々について、私、回答できない、正直言つて。暴力団云々について回答できませんけれども、一体、日

本の廃棄物処理政策というのはどういう形でやってきたのか。正直申して、背中に紙くずを、かごをしょって、そして積んでいった、そこから辺から出発しているんじゃないでしょうか。そして、そういう貧しい人々が日本には非常に多くおられたという問題があるんじゃないでしょうか。そして、それらの人々がモーターリゼーションであるとかそういうふうな形の中で若干資金を得て、そして発展してきたという形があるんじゃないでしょうか。だとすれば、非常に底の底には貧困という問題が深くあるだろうというふうに私は思います。

そういう貧困なる状況に対して、巨大企業が今度是不景気の中で産業廃棄物に対してかわつてくるということになると、おい、おまえらだけという話になっていきます。そうではなくて、それは国の政策の問題であらうと。彼らに対してどういう支援を行っていくのかという、そういう問題であらうと。それを行ってこないで、そういう福祉政策なり、それも含めた環境と産業政策、これもなしに彼らは暴力団が含まれていると、それからいろいろ含まれているというふうなことを先立つて言うべきじゃないだろうというふうに私は思います。

○福山哲郎君 マニフェスト。

○参考人(高杉晋吾君) マニフェスト。マニフェストに関して言えば、これは偽マニフェストが行なうような、そのような仕組みの下にあるマニフェスト制度は、はつきり言って、これは犯罪の上に犯罪を重ねるような、そういう仕組みの一部になってしまっているということであればこれはいかぬということが、これが一つ、もう一つは、住民がそれを見ることができない、行政とせいで処理業者とそれから企業と、それがお互いにブラックボックスみたくに見ることができるといふふうな、そんな仕組みはやめなさいというふうに私は考えております。住民が見えるようにしなさいということです。

○委員長(郡司彰君) 時間が来ておりますから簡単に。

○福山哲郎君 江口参考人、済みません、もう一つお伺いしたかったんですが、時間が来ましたので、済みません、お許しいただきたいと思っております。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。委員長様の許可を得まして、座ってやらさせていただきます。

二〇〇二年に循環型社会形成推進基本法ができて、その三年後の二〇〇五年にその法律に基づく基本計画というのが立てられて、三Rという、そういう仕組みに基づいたという意味では非常にかなり先進的にやってきているんじゃないかなと思います。ただ、まだまだこれからというのが廃棄物の関係の分野ではないかなと思います。

それで、二〇〇二年にヨハネスブルグ・サミットがありまして、そのとき最後までなかなか合意が得られなかったのは再生可能エネルギーの数値目標の関係でありますし、もう一つは予防原則でありました。ただ、非常に皆さんの国も合致点が見いだせたのは、循環型社会をつくらうという、こういったことについては見事に一致したわけで、それだけどの国においても循環型社会をつくっていくかなければいけない、逼迫した状況にあるということには深い認識の中にいたのではないかなと、そんなふうに思います。

それで、最初に、酒井参考人等を含まして、皆さんには今日は大変有益なお話をいただきまして有り難く思っておりますけれども、最初に酒井参考人にお伺いしたいと思います。

電子タグの話とかGPSの関係の話も出てまいりました。R・O・H・Sという話がEUの環境政策という観点で、化学物質の絡み、これはもちろん不法投棄の関係とか、廃棄物処理をどうやってやるかということで極めて重要なポイントになってくる政策でないかなと私は思っております。製品をいかにデザインするかということにもかか

わつてくると。それと、廃棄物処理に与える効果的な部分もあるように私はとらえているわけなんですけれども、これは日本の輸出企業、あるいは向こうにおきます企業の製品製造の展開の仕方にも大きな影響を与えると思うんですけれども、これは国内のメーカーに対して将来的に与える影響とか、あるいは廃棄物処理法にどういった影響を与え得るかという、その辺の可能性の点についてどういうふうにお考えかというのが第一点ですね。

二点目は、先ほどアジア地域の物質フローの関係が出てまいりまして、循環資源としては一千万トンという話になっておりますけれども、これは、適正な処理をするという前提ではこれはこれでいいと私は思っておりますけれども、しかし、日本国内で違法投棄問題が相当あることを考えてまいりますと、これはアジアの諸国との水平分業の中でやっていくこの循環型の在り方というのは、恐らく、一方で不法投棄問題が国際間で生じる可能性が十分あり得ると。

この間IPUの関係で、列国議会同盟でありますけれども、やはりインドネシアの方が言っていたことは、そういう島に不法投棄されるという問題についても、これは環境問題としては見過ごすことはできないと。こういった面について、どういうふうにもモニタリングするかということで極めて重要であるという観点がありまして、それで私、今脅威という話があちこちで言われている話ですけれども、やはり非伝統的な脅威というのに対してどういうふうに対応するか。それは、海賊の問題もあれば、あるいはテロの問題もありますけれども、やはり私は、環境の問題というのはやはり一つの脅威でありますから、そういう脅威の中で、こういう国際間における不法投棄の問題、これをやはりどう今から未然防止を図るためのネットワークを国際協力の中でつくっていくかというところが極めて重要だと考えておりますけれども、これに対してどういうふうにお考えかという

三点目は、先ほど国際的な物質流動の関係で

ルール化が必要だという話があったんですけれども、これ具体的にアイデア等がございますでしょうか。恐らくこれはバゼル条約にかかわってくる話だとは思いますが、かなりバゼル条約も厳しい形になってきて、輸出国が輸入国のいわゆる適正な廃棄物処理をすることについて義務を負わなければならないということでも明確になつてきているんじゃないかと、そういった中で進んでいてるんじゃないかなというふうな理解しているんですけれども、まず、その以上三

○参考人(酒井伸一君) それでは、第一点のR・O・H・S政策の関係からお話しさせていただきます。

国内メーカーへの影響と、それと廃棄物への影響はどうだという点が主たる御質問の趣旨であつたかと思いますが、EUの導入しているこのR・O・H・S政策で、今対象物質というのは、重金属類が四つですね。水銀、カドミ、鉛、それと六価クロム、それにポリ臭素化ジフェニルエーテルというのは難燃剤の一つの成分等が規制されているわけですから、これは、現実にはEUでこれが動き始めて起きていることというのは、基本的にはやはり、生産方法に対してその物質を使わない代替方法があるやなしやということで、基本的にはやはり生産方法あるいは生産に用いる素材が変わるという方向、こういう方向があらうかと思

そう意味で、今国内メーカーの方々も欧州への輸出品に関してはもうそれに徹底対応されているという、こういう状況が生まれておるかと思

点。それから、廃棄物の方への影響ということでございますが、今例えば国内でもごみを焼却した後の発生するごみの焼却灰、ここに含まれます鉛の量というのは、これは適正処理をする上でも非常に大変な処理を重ねなければならぬわけ

ん製品側で減っていくということになると、これは廃棄物として持ち込まれる鉛の量も減る、最終処分する鉛の量も減るという、そういう意味では、基本的にはクリーン化の、廃棄物自体がきれいになっていくという方向にこれはつながる可能性が高い。そういった意味で、効果的な制度ということを期待するわけでございます。

次、二点目は、アジアということでの、地域での不法投棄の発生の可能性はないのか。これは御指摘のとおり、非常に国際的な意味でそういうダンピングが起こる、ほとんど再生資源としての移動が多くなればその可能性もそれだけ増すというふうによっぱり判断をせざるを得ないと思います。そのためにはやはり、基本的にはやはり国を超えたある種の監視のネットワークをどうそれぞれが構想できるか、そういう議論の場があるかどうかということには尽きるんじゃないかというふうに考えております。

それから、三点目、特にアジア地域での資源の移動に関してのルール化という点でございますが、まずバゼル条約との関連でまいりますと、バゼル条約はあくまで有害廃棄物の越境移動に係る国際的なルールでございますので、有害性のあるものに対しては、これはかなり厳格にお互い監視をするということにはなされていくかと思えます。

ただ、いわゆる再生資源でかつ余り有害性のないものに対しては資源性確保の点からほとんど動かさずという、そういう話になりますので、そういったときの移動ということについてのルールという点については、今日お配りさせていただいた最後から三枚目のところに、まず各国の対処原則というものをしながら、相手国側での再生利用資源に伴う残渣の適正処分がちゃんと確保されると。資源のいい部分だけを使って、その最後の処分が相手国方で環境汚染をもたらすということであれば出した側も問われますので、そういったことを基本的にやはりルール化していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

これはもう正に今後のそういう意味では国を超えた議論の必要などという理解でおります。

○加藤修一君 ありがとうございます。あつという間に時間がなくなりましたので、あつという

それで、酒井参考人の配付していた資料の中には、DF三R技術研究、これは四人の方に質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、同じ質問をですね。リユース、リサイクルの容易設計、それが容易にできるような製品の設計ということだと思っております。あとインバースマニユファクチャリング、要するに逆生産ということでしょうけれども、そういうリデュースとかリサイクル、リユース、そういったことが可能になるような形で前もって設計をするような製造の在り方ということだと思っておりますけれども、こういうことに対して、例えばバゼル条約の

関係でありますけれども、これは昨年でCOP7、第七回締約国国際会議がありまして、世界的なごみ課題に取り組むためのパートナーシップというのがあります、これは携帯電話の關係がパートナーシップイニシアチブということになっているわけですが、私も携帯電話使っていますけれども、何回か替えております。そのたびにアダプターを買わなければいけない。口が合わない、一緒に買わなければですね。アダプターぐらいいは前回も使っていたと私は思っているわけなんです。それは、リユースができるという話、あるいは元々の設計のことを考えていくと、そのアダプターが二回も三回も使えるぐらいの形で設計をすべきだと思っております。そういった意味では、リデュースの考え方が企業側に本来あるのかどうかということとか、リユースの考え方もこの限定された製品だけについて考えた場合、あるのかという感じがするんですね。年間たしか五千万台に及ぶ携帯電話が生産されていて、しかもそれに一つ一つアダプターが付いていて、そのたびにアダプターを買わなければいけないというのは、これは恐らく計算していくと年間

数千トンぐらいの廃棄物をつくっているようなことになりかねないと思うんですね、単純計算で。そういうことに対して四人の参考人の方々はどう思うかということなんです。つまり、これは事実として皆さんが、参考人の皆さんが事実としてこういうことは自分も全くそのとおりだと考えていらつしやるのかどうか、その辺のことも含めて感想を、このリユース、リデュースの關係についてお話ししていただければと思います。お願いいたします。

○参考人(酒井伸一君) 全くそのとおりだということに考えております。

それに類似したほかのそういう意味では製品の事例もあろうかと思っておりますので、そういったものがはびこらないような一つの情報提供なりそれを防止するような政策を是非期待をしたいというふうに思っております。

○参考人(高杉晋吾君) 私も全くそのとおりだろうというふうに思うわけです。

ただし、リユースだけの問題ではありませんから、リサイクルにしてもリデュースにしても、すべてをそういうシステムにできるように。したがって、私はやたらに北九州エコタウンを申し上げますけれども、北九州エコタウンにおいては、相互連携という形で、おたくで排出したごみはおれの資源であるよと、その資源は更に廃棄されればおれの資源であるよというところで、何十社にもわたる相互連携というのが取られていて、そして最終的にはそれがどうにもならぬ状況になったときに、いわゆるエコエナジーという廃棄物発電、これを行う一種グリーンキーパーと呼んでいますけれども、そういうグリーンキーパーがいて、それはすべて電力を発電して九電に供給する、売電する、そしてあと残った電力はすべて内部の企業に電力として供給するというシステムを取っております。そういう一つのシステムのモデルを形成していくべきだろうというふうに思っております。

○参考人(江口雄次郎君) 私は加藤先生のお考え方に対して全く大賛成でありまして、それは、携帯電話が五千万台も売れている、端末に対する考え方を国民に徹底させる一番いいチャンスだと思っております。環境教育を総論じゃなくて各論として進めていく場合において、業界は恐らくその御提案に對しましては賛成なさると思います。

私は賛成です。

○参考人(大橋光雄君) 私は、やはり産業構造、経済構造の中身を根本から切り替えるということに結び付く話であって、一つ一つの個々のことを言うのも大事ですけども、リデュースが一番大事だと。つまり、発生抑制が一番大事だと循環型社会形成推進基本法で位置付けられ、以下三Rなり四Rがあるわけですが、例えば、時間がながいから単純化して言いますが、あらゆる製品にデポジット制度をかぶせるということがもし実現したときには、メーカーは競って発生抑制につながるような製品設計、製品作りをやるに決まっているんです。ところが、そのデポジットを、例えば瓶、缶だけでもデポジットは駄目であって、なかなか実現しない。ラジオにしても時計にしても何でも全部買うときにそれだけの上乗せ金を掛けて、その代わり、メーカーは無条件で、その上乗せ金を掛けるというのは、今自動車リサイクル法とかああいう家電リサイクル法では幾らかは幾らか、そういうんじゃないですよ。メーカーが自主的に自分でコストを覚えてそれを売値に掛けるなり掛けないなり、そういったことでメーカーにおいてそれをやるということですが、そうすればリデュースというものが大幅に進展して、それでリユースも。

私も前から言っているんですけども、修理を、修理サービスを完全にできるような、大量生産・大量販売企業はそういうものを義務付けなきゃ駄目だ。今は修理するよりなるべく買換えを勧めるということで、消費者もそれに乗せられてしまふということ。それはやはり国の根本的な産業構造の中でそういう仕組みを、消費者と生産者がちゃんとコンセンサスが取れるように、お金は消費者だつて払うんですから、そういうふう

帯が五千万台も売れている、端末に対する考え方を国民に徹底させる一番いいチャンスだと思っております。環境教育を総論じゃなくて各論として進めていく場合において、業界は恐らくその御提案に對しましては賛成なさると思います。

私も前から言っているんですけども、修理を、修理サービスを完全にできるような、大量生産・大量販売企業はそういうものを義務付けなきゃ駄目だ。今は修理するよりなるべく買換えを勧めるということで、消費者もそれに乗せられてしまふということ。それはやはり国の根本的な産業構造の中でそういう仕組みを、消費者と生産者がちゃんとコンセンサスが取れるように、お金は消費者だつて払うんですから、そういうふう

していかないとかなかなか個別論で言っているも難しいんだらうなど。

是非、デポジットというものに突破口を開いてもらいたいと思います。

○加藤修一君　ありがとうございます。

○市田忠義君　日本共産党の市田です。もう参考人の皆さんには本日、お忙しい中を大変ありがとうございます。

廃棄物処理法の改正、今年で三年連続になりましたけれども、今回の改正は緊急性の高い課題に限定した内容にとどまっています。私は、不法投棄、不適正処理の抜本的な対策を取るためには、二〇〇二年十一月の中環審の意見具申でも指摘されている排出事業者責任の徹底が不可欠だと考えています。

先ほど、大橋参考人の提案の中に排出事業者の連帯責任制という提起がありました。この排出事業者責任の徹底については経済活動を不当に制約するおそれがあるという意見も一部にあります。そこで、改めて排出事業者責任の徹底の重要性について大橋参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(大橋光雄君)　私もネットワークでは、かねてから、排出事業者責任をもっと本格的な責任の取り方に法全体の体系の中で仕組むべきだと。

つまり、廃棄物処理法には、事業者は自ら適正に廃棄物を処理しなければならないと、これが大前提なんです。それで自分ができなかったら廃棄物処理業者に委託するというのが別の条項に設けられていて、ところが、本末転倒して、自ら適正に処理するという方はお題目だけに終わっているわけです。これを産廃業者と排出事業者をあらかじめ法制度の中でもう連帯責任だということ、そういう契約書しか結べないということ、あるいはもう契約を結ぶ前に排出事業者はありとあらゆることをまずあらかじめ検討したり施策を立てたり

した上で契約することになりますから、効果てきめんなんです。産廃の量は減るし、違法行為は大幅に抑制できるということになります。是非、これは難しいでしょうけれども、実現してほしいと思います。

○市田忠義君　先ほどお話がありました、拡大生産者責任、この徹底を図る。すなわち、生産者が生産から廃棄までの責任と負担を負う、そうすることによってごみの排出削減、あるいはリサイクル、適正処理を容易にする。そういう重要な制度だと私は考えています。EUの幾つかの国では既に制度化されていますし、二〇〇一年にはOECDにおいてガイダンスマニュアルが策定、公表されるなど、国際的な一つの流れになっているんじゃないかというふうに思います。

産廃の年間排出量がほとんど減らないと、そういう下でその根本問題を避けて通れない段階に来ていると考えるんですが、この点についての大橋参考人の御意見を願います。

○参考人(大橋光雄君)　我が国の廃棄物は、環境省の発表で毎年出ているものによればですが、それが果たしてここまで実態を反映しているかはまた別問題として、一般廃棄物が五千万トン、産業廃棄物四億トン。で、一般廃棄物五千万トンのうちの三分の一は事業系廃棄物で、これは言わば産業廃棄物に類したものです。そうすると、生活ごみは何と七・五％ぐらいなんです。あとは事業ごみなんです。そうすると、拡大生産者責任とかリデュースとかそういったものは圧倒的に本来、産業廃棄物の分野、事業系廃棄物の分野でいたすような筋道を付けなきゃいけない。

今までは、今は拡大生産者責任とかリデュースを進めるとかというのは一般廃棄物の方にほとんど何か限定したかのような流れになっていきますが、私は、絶対量が圧倒的多数を事業系、産業廃棄物が占めているから、事業者間で拡大生産者責任を導入する、そして事業者間で利用可能なものを回し合って一般社会へ持ち出さないと。

廃棄物にしてそれからリサイクルするというような形でなく、専門なんですから、電機メーカーにしても自動車メーカーにしてもどこにしても一番優れたその中のノウハウを持っているわけですから、そこがリデュースをしていくと。そして、拡大生産者責任というのは、やはり大量に事業者も品物を使っておりますから、こういったものを作ったところに全部戻して責任を持たせると。

これはやはり、自主的にやってくれば一番いいんですけれども、なかなか言っているほどやりませんので、やはり国の仕組みとしてインセンティブを持った仕組みを是非つくってほしいというふうに思います。

○市田忠義君　酒井参考人にお尋ねしたいと思うんですが、以前、先生がお書きになった論文の中で、循環型社会に向けた法制度設計の現状と課題として、拡大生産者責任概念の取り込み方や費用負担原則が個別リサイクル法で異なっているという問題を指摘されておりますが、酒井参考人からも拡大生産者責任の徹底の重要性についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○参考人(酒井伸一君)　具体的には、我が国でこのEPR概念、取り込まれつつありますのがいわゆる容器包装リサイクル法であり、あるいは家電リサイクル法、あるいは自動車リサイクル法ということになるかと思えます。これは、それぞれ制度の議論の際に合意をされた結果として基本的に消費者の負担の仕方というのが少しずつ異なっているということに対して指摘をさせていただいたのがその論文の趣旨でございます。

つまり、自動車リサイクル法、現在、我々は車を買う段階で前払でそのリサイクル費用は支払います。家電リサイクルの場合は、それは排出時に、使い終わった後引き取っていただくときに支払う。それから、容器包装リサイクルに関しては、直接そういう意味では排出時に支払うのではなくて、いわゆる製品の中に内部化されて支払っている。いずれにしても消費者が負担して

いることには違いないんですが、その払う時期、あるいは払う趣旨というのは少しちよつと違うというところに対して指摘をさせていただいたものでございます。

これはそれぞれの製品の特性等々の中でこうなってきたというふうに理解をしておりますので、やはり現実には日本社会が経験していく中で最善の方法を今後考えていくべきというふうに認識をしています。いずれにしても非常に大事な概念だと思います。

○市田忠義君　大橋参考人の提案の中に排出抑制のための誘導的措置についての御意見がありました。

廃棄されたごみをただリサイクルするだけでは限界があります。先ほどの拡大生産者責任も同じだと思っております。いかに生産設計段階からごみを出さないかが重要であって、ごみの排出削減努力に対して税が例えば優遇されるだとか、あるいは逆に増えたら課税を課すと、そういうルールを確立するというのが非常に必要だということに考えますが、単なる企業の自主的努力というふうにはならず、そういう制度は非常に大事だと私は思っております。もう少し詳しく提言の中心についてお話しただけだと思います。

○参考人(大橋光雄君)　私は、一つの自由経済社会の中で物が作られ、売られ、消費されていますから、その自由経済をまず前提にしたところで言うなら、企業がどういう作り方を、どういう売り方をしたらより有利に利益を得られるかということの魅力を仕組みの中に設けないと、規制とか何かだけではやらないと思うんですね。やはり、自らこれをやった方が得だと。

そのためには、例えば廃棄物を減らせるという観点でいけば、廃棄物税というものを、これは例えばですよ、一つ設ける、あるいは廃棄物を出し過ぎた場合には課徴金というように形のもの、片一方に置いておくとか、こういうプラスとマイナスの仕組みを企業がどっちかを選べる

と。つまり、産業廃棄物は減らせば減らすほど税金が安くなる、いつまでもうんと出し続けていると税金が安くならないばかりか課徴金が掛けられて他の産廃を減らしている企業よりも有利な企業活動ができなくなると、こういったやはり仕組みを、まあこれは環境省のこの廃棄物処理法の中でということにはならないとは思いますが、しかし環境省が循環型社会形成推進基本法の音頭を取ってやってきた省ですから、経産省その他とやはり密接に連携して産業構造を変えなきゃいけないと、私が先ほど申し上げたのはそういったことなんです。

やはり、産廃を減らせれば得する、増えれば損する、それから拡大生産者責任のように、環境にいい製品を作ればその製品に対しては税が安い、使い捨てた製品は税金が掛かると、こういったようなことを一般廃棄物でも産業廃棄物の分野でもやはり仕組みとして設ければ動き出すだろうというふうに思います。

○市田忠義君 この間の委員会で私は、対策改善を求めた問題に福岡県の筑紫野市の産廃処分場、これは二十万人の飲み水であるダムなのわずか一・二キロ上流に位置して、周辺の住民の皆さんに大変不安な思いをさせている問題を取り上げてきました。これは別に筑紫野に限らず全国の処分場で起こっている問題だと思ふんですけれども。

この水源地周辺を除くという廃棄物処分場の立地規制、かなりこれまでも議論になりながら、規制には至っていません。これは毎日の飲み水、人の健康、命に直結するわけで、私は、廃棄物処分場の立地規制として水源地周辺を除くと、こういった規制が当然盛り込まれるべきだと思ふんですが、四人の参考人の方に一言ずつ、もうあと三分しかありませんので、お答えいただければ有り難い。どう考えられるかということだけで結構です。

○参考人(酒井伸一君) 水源地、人の健康に非常に密接に関係ありということで、そこを除外できないかというお話かと思ひます。

一つの方法であるとともに、また下流域で海からの例えば海産物汚染というのをはたまたどうやって避けるかという、そういう意味で、基本的にはやはり私は総合的に考えるべきというふうに考えております。

○参考人(高杉晋吾君) 水源地を除く、これはもう当然のことであろうというふうに思ふんですが、水源地に限らず、私たちは一体日本の地質はどうなっているのかということをも基本的な考えるべきだろうというふうに思ふております。

具体例を申し上げます。例えば宮古、宮古島、沖縄の、あの宮古島というのは、サンゴの石灰化した物質によってでき上がっている。それで、そこに直ちに水が浸透いたします。しかし、すぐ水が流れてしましますから水がなくなってしまうというところで、農業用水がなくなってしまうということ、地下ダムを造っております。もしそこに、直ちに浸透してしまうようなところに廃棄物処理場を造ったというふうなことを考えれば一番単純で明快に分かりやすいというふうに思ひますけれども、地質を徹底して考えて、それも立地条件にすべきであろうと。立地条件の中の一つに、まあその地域の人は林業で駄目になっちゃっているからゴルフ場を造るか産業廃棄物処分場を造るかしないだろうと、それで安易にそこに造ると。それが水源地という問題になつてくるわけですから、それは水源地だけの問題ではないというふうに思ひます。

地質学者をもう少し、まともな地質学者ですよ、それをもう少しちゃんと採用して、そして日本の地質はどうなっているかということを研究すべきだろうというふうに思ひております。

○参考人(江口雄次郎君) 私も、もう少し広域的に水源地の問題を検討し、基本的には水源地処分場に関してはやっぱり慎重というか除くという

うか、これについてのコンセンサスを形成していく必要があるだろうと。なお、周辺の立地条件がありますから、検討した上でもってその方向で検討するというところでよろしいんじゃないかと思ひます。

○参考人(大橋光雄君) 最終処分場は特に、圧倒的に水源地、それに近いような種類のところに造られてきております。まあ不法投棄もそう言えばそうなんですけれど。

私はやはり、最終処分場をどんどん造り続けることを前提にしてどこがいいかという話ではなく、最終処分場を限りなく造らなくて済むようなシステム転換を大々的に図った上で、なおかつ仕方がない部分だけを、これも、最終処分と言わずに保管施設という形で位置付けて、水源地は当然に除くということになるだろうと思ひます。

もう既に国土交通省もいろいろ審議の中で水源地立地は余りよろしくないということを打ち出したこともあるし、環境省も、厚生省時代にある課長さんがヨーロッパへ行つて水源地立地規制のことを調べてきたりしていると、こういう経過もありまして、動機はないわけじゃないので、私は是非水源地立地規制は実現をするべきだということに思ひます。

○市田忠義君 ありがとうございます。

○委員長(郡司彰君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

午後三時九分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する請願(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九二八号)(第九二九号)

第九〇二号 平成十七年四月十四日受理
動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する請願
請願者 北海道帯広市西十八条南五ノ一ノ一〇二 吉田さゆり 外千六百九十三名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九〇三号 平成十七年四月十四日受理
動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する請願
請願者 福島県東白川郡塙町大字那倉字柙沢六七 和田央子 外二千二百三十二名

紹介議員 和田ひろ子君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九〇四号 平成十七年四月十四日受理
動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する請願
請願者 青森県八戸市沢里休場二五ノ一 二 鈴木允子 外二千六十六名

紹介議員 下田 敦子君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九二八号 平成十七年四月十四日受理
動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する請願
請願者 横浜市泉区中田東二ノ二二ノ一 二 今野陽子 外二千八名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九二九号 平成十七年四月十四日受理
動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する
請願

請願者

岡山県玉野市田井二ノ一九ノ一
○ 大田真由美 外二千三百二十
名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

平成十七年五月九日印刷

平成十七年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B